

《 参考資料 》

公費負担等に関するQ & A

山添村選挙管理委員会

【共通事項】

Q 1. 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 1. 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度です。このため、実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額までを公費負担し、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 2. 契約締結は、立候補届出日より前に行ってもいいですか。

A 2. 問題ありません。契約締結だけでなく、選挙の事前準備は、公費負担制度に関係なく、これまで同様に行うことができます。

Q 3. 使用（作成）証明書を業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐにおこなうべきですか。

A 3. それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際の使用（作成）に基づき契約業者に交付するものです。このため、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付して下さい。

【選挙運動用自動車】

Q 1. 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 1. 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示物を表示した車両です。候補者1人につき1台です。

Q 2. 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象となりますか。

A 2. 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。事務所連絡用は対象にはなりません。

Q 3. レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 3. 車両本体のみが公費負担の対象となります。

看板費用、スピーカー等の付帯料金が含まれている場合は、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の内訳明細書に車両本体と車両本体以外の費用がわかるように記載する必要があります。

Q 4. 選挙運動期間前から借入したいのですが、その期間も含めた代金を公費負担請求することはできますか。

A 4. 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。このため、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となり、請求はできません。

Q 5. 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載すればよいですか。

A 5. 選挙運動用自動車の借入に関する契約書に記載する契約期間は、公費負担の対象期間に関係なく、実際の借入期間を記載してください。

Q 6. 月極契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象になる金額はどのようになりますか。

A 6. 自動車借入れに対する公費負担制度は、1日当たりの借入金額に対して公費を負担する制度のため、1日当たりの借入れ金額を明確にして契約することが望ましいです。

「1ヶ月〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 7. 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 7. 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 8. 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 8. 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族をいいます。

【燃料の供給】

Q 1. 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 1. 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額を比較して、いずれか低い方の金額となります。

事務所の連絡用などの自動車の燃料代は対象になりません。

Q 2. 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 2. 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 3. 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればいいですか。

A 3. 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要になりますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【運転手の雇用】

Q 1. 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 1. 選挙運動期間中のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の期間は対象となりません。

Q 2. 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 2. 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 3. 契約した運転手の宿泊代、交通費は、公費負担の対象となりますか。

A 3. 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費は対象となりません。

Q 4. 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 4. 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

【選挙運動用ポスターの作成】

Q 1. 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 1. 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象となります。

Q 2. ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A 2. ポスター作成業者と契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、公費負担の限度額を超えない範囲で、その作成に要した費用（印刷料、デザイン料、写真撮影費など）が公費負担の対象となります。

ただし、ポスター作成業者以外にデザイン、写真撮影など別途発注した場合は公費負担の対象とはなりません。

Q 3. ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A 3. 「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められているため、全額を公費負担の対象にできない場合があります。

例えば、ポスター掲示場の数を41箇所とした選挙において、単価9,000円で41枚のポスターを作成した場合

条例の限度枚数 41枚、条例の限度単価 8,300円

実際の作成枚数 41枚、実際の作成単価 9,000円

$41 \text{ 枚} \times 8,300 \text{ 円} = 340,300 \text{ 円}$ が公費負担額になります。

【選挙運動用ビラの作成】

Q 1. 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

A 1. 選挙運動用ビラについては、次のとおり制約があります。

枚数…村長選挙の場合 5, 0 0 0 枚

村議会議員選挙の場合 1, 6 0 0 枚

種類…2種類以内

規格…長さ 29.7 cm × 幅 21 cm (A4版) 両面印刷が可能

記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

証紙の貼付…頒布するビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 2. 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

A 2. 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q 3. 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればいいですか。

A 3. 例えば双方の作成枚数により按分するなどの方法が考えられますが、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。